

高山市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

高山市長 田 中 明

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所  
アマノ株式会社  
神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
- 2 指定をした日  
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入  
駐車場使用料
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで